

吉岡町学校給食センター調理業務等委託事業者募集要項

1 募集要項等の定義

吉岡町（以下「町」という。）では、調理業務等を実施する民間事業者の決定にあたっては、学校給食の質の保持と安全性の確保を図るため、確かな調理従事体制や研修体制等の把握が重要であることから、公募型プロポーザル方式を採用します。

この募集要項は吉岡町学校給食センター調理業務等委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本募集要項に併せて配付する吉岡町学校給食センター調理業務等委託仕様書も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

2 公募の概要

(1) 施設名称

吉岡町学校給食センター

(2) 事業者の選定方式

応募書類の内容を吉岡町学校給食センター調理業務等委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）で審査基準に基づき審査して、受託候補者を選定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

(4) 契約の締結

町は、受託候補者と細目協議を行い、協議成立後、契約を締結します。

(5) 次点の応募事業者との交渉

受託候補者と、協議の過程において委託の困難性等が明らかになった場合や協議が成立しない場合は、町は次点受託事業者と協議を行います。

3 事業の概要

(1) 業務の概要

- ① 業務名称: 吉岡町学校給食センター調理業務等委託
- ② 業務場所: 吉岡町学校給食センター(吉岡町大字南下1388番地3)
- ③ 業務内容: 別紙「調理業務等委託仕様書」のとおり
- ④ 履行期間: 令和6年4月1日から令和10年7月31日まで(4年4か月間)
- ⑤ 業務に要する限度額 313,040千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- ⑥ 業務引継ぎ及びトレーニング: 業務引継ぎ及びトレーニング期間については、委託者と受託予定者が協議し設定します。なお、当該期間に係る人件費・食材費等の経費は受託予定者の負担とします。

4 委託事業者の公募に関する事項

(1) 委託事業者の公募及び選定スケジュール

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 募集要項の公告 | 令和5年12月14日(木) |
| ② 質問の受付 | 令和5年12月27日(水)まで |
| ③ 質問の回答 | 令和6年1月9日(火) |
| ④ 応募書類の受付 | 令和6年1月12日(金)まで |
| ⑤ 参加事業者決定 | 令和6年1月19日(金) |
| ⑥ 企画提案書の受付 | 令和6年1月31日(水)まで |
| ⑦ 審査(プレゼンテーション等) | 令和6年2月20日(火) |
| ⑧ 審査結果の通知 | 令和6年2月下旬 |

(2) 事業者の応募手続

(ア) 募集要項等の公告

令和5年12月14日(木)に町の公式ホームページに掲載します。

(イ) 質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を令和5年12月27日(水)まで受け付けます。

質問書(別紙様式1)に記入のうえ、電子メールに添付して送付してください。

(ウ) 質問の回答

質問に対する回答は随時行います。※令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く町の公式ホームページに掲載します。

最終回答期日：令和6年1月9日(火)

(エ) 応募書類の受付

受付期間は令和6年1月12日(金)までです。

吉岡町学校給食センターに、持参又は郵送のいずれかの方法で提出してください。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後3時までに必着のこと。

(オ) 審査

選考委員会による審査を次のとおり開催します。プレゼンテーションの実施方法など詳細については別途通知します。

開催日時：令和6年2月20日(火)

開催場所：吉岡町役場

(カ) 審査結果の通知

審査結果の通知は、全事業者へ郵送にて行います。(令和6年2月末を予定)

(キ) 受託候補者との協議

受託候補者と細目協議を行います。(令和6年3月)

(ク) 契約締結

受託予定者と契約を締結します。

5 応募に関する事項

(1) 応募者

(ア) 応募資格

応募する事業者の資格要件は次のとおりとします。

- ① 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を有し、かつ大量調理施設で1回2,000食以上の調理業務の経験を5年以上有する者、又は現在同様の調理業務契約を締結している者であること。
- ③ 町での入札参加資格を有していること。
- ④ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑤ 連絡調整が速やかに行える体制が取れるよう、現在県内又は近隣地域に本社、支店、営業所等のいずれかを有していること。又、あらゆる事態を想定して、現場に常駐する者が遅滞なく判断が行えるよう、社員の配置を行っていること。
- ⑥ 受託者に決定した場合には、業務履行までの間に、本業務に係る業務代行保証契約を締結の上、契約書の写しの提出が可能であるもの。

(イ) 応募の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができません。応募者の確認は、参加表明書の受付日を基準として、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とします。なお、企画提案を複数行うことはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者
- ② 町の指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申し立てをしている者
- ④ 納付すべき国税、県税、市町村税を滞納している者
- ⑤ 過去3年以内に食品衛生法の規定による営業の禁停止の処分を受けた者
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っている者
- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直

- 接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 応募書類

(ア) 応募書類の受付

参加希望者は、次の書類（①を除き原本1部、副本10部）を提出してください。

受付期間は令和6年1月12日（金）までです。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 参加表明書（別紙様式2） 原本1部
- ② 宣誓書（別紙様式3）
- ③ 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書。なお、登記事項証明書は原本とする。
- ④ 事業者単体の直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- ⑤ 事業概要書（会社の沿革、組織、業務内容等）
- ⑥ 納税証明書
 - 国税の納税証明書 → 「その3の3（未納がないことの証明書）」
 - 県税の納税証明書 → 「滞納がないことの証明書」
 - 市町村税の納税証明書 → 「完納証明書」（又は過去3ヶ年の納税証明書）

※ 納税証明書は、主たる事務所又は事業所の所在地のもの
- ⑦ 学校給食等調理業務の受託実績を有していることを証する書類
- ⑧ 製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類
- ⑨ その他、町が必要と認める書類
 - ※ 証明書は、過去3ヶ月以内に発行したものとしてください
 - ※ 応募書類の書式は、A4版、横書き、左綴じとし、ページ番号を付して、出来るだけ両面印刷としてください。

(イ) 提案書等の受付

参加資格を有すると認められた参加者は、仕様書に基づき、次の書類（原本1部、副本10部）を提出してください。

受付期間は令和6年1月31日（水）までです。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書（別紙様式4）
- ② 安全衛生に関する提案書（別紙様式5）
- ③ 危機管理に関する提案書（別紙様式6）
- ④ 調理従事者の配置計画に関する提案書（別紙様式7）
- ⑤ 調理従事者の研修計画に関する提案書（別紙様式8）
- ⑥ 提案見積書（別紙様式9）

提案見積金額は、本委託業務4年4か月間に要する費用（消費税を除く。）を積算し、提案見積書及び積算内訳書を提出する。

(3) 応募に関する留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(イ) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

(ウ) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で 사용할ことができるものとします。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。

(エ) 提出書類の取扱い

提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期限終了後は変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しません。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行う場合があります。

(オ) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止します。

(カ) 応募の無効に関する事項

次の事項に該当する応募は、無効とします。

- ① 応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ② 一の応募者が複数の提案を行った場合
- ③ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ④ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 著しく審議に反する行為があった場合

(キ) その他

- ① 町が提示する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。なお、質問内容等が本プロポーザルの遂行を妨げる可能性があるかと判断した場合は、回答しないことがあります。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。
- ③ 町が行う指示に従わないとき、その他委託事業者による業務を継続することが適当でないと認めるときは、決定の取り消しを命ずることがあります。
- ④ 決定の取り消しや委託事業者の責による施設の損傷など、町に損害を与えた場合は、

賠償していただくものとします。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の手順

(ア) 応募書類の確認審査

選考委員会は応募書類について、この募集要項に記載している応募者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

(イ) 審査方法

選考委員会において応募者によるプレゼンテーションを実施します。選考委員会は、提案書・プレゼンテーション等の内容を総合的に審査し、受託候補者を選定します。

(2) 提案内容の評価

(ア) 審査における評価項目

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 学校給食に対する基本的な考え方	意義や目的の理解	教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を認識しているか。	5	15
	積極的な提案	学校給食の提供に対するコンセプトを有し、その実現に向けて積極的かつサービス向上などの提案がなされているか。	10	
2 安全衛生管理体制について	衛生管理マニュアルの確立	厚労省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文科省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理マニュアルが自社において確立されているか。	15	20
	健康管理	従業員に対する健康管理が確実に行われているか。	5	
3 危機管理について	緊急時・突発的な事故の対応	緊急時・突発的な事故の対応マニュアルが自社において確立されているか。	5	15
	食中毒や異物混入等の事故に対する防止策	食中毒や異物混入等の事故に対する防止対策や補償について自社において確立されているか。	10	
4 調理従事者の配置計画について	従業者の数・資格・経験年数の確保	仕様書で示す従業員の数・資格・経験年数が確保されているか。また、さらなる充実が図られるか。町民の雇用に配慮しているか。	10	15
	代替要員の確保と対応システム	調理従事者の休暇等における代替要員の確保と対応システムが確立されているか。	5	
5 調理従事者の研修計画について	教育・研修体制の確立	食品の安全衛生や調理技術の向上に関する教育・研修体制が確立されているか。	10	15
	業務開始までの準備・対応計画	給食の開始に向けての従業員の確保と研修・訓練の取組みについて	5	
6 業務遂行能力について	会社規模及び経営状態	会社規模(資本金・従業員数等)及び経営状態は良好か。	5	10
	受託実績	学校調理業務の受託実績があるか	5	
7 委託料について	委託料	企業努力が認められるか。 極端に安価な見積もりになっていないか。	10	10

(イ) 審査における評価基準

各評価項目について提案内容の優劣に応じ、AからEまでの5段階評価を行います。その後、それぞれの評価に応じた係数を乗じその結果を評価点とします。

評価	A:大変良い	B:良い	C:普通	D:やや劣る	E:劣る
係数	×1.0	×0.8	×0.6	×0.4	×0.2

7 リスク分担の考え方

契約締結にあたり、町が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

○リスク分担に対する基本的考え方

種 類	リスクの内容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更等	○	
運営費上昇	事業変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	要求仕様に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外の場合		○
調理事故・異物混入等のリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

8 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、次の法令等を遵守しなければなりません。なお、契約期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

- ① 吉岡町学校給食センター設置条例、同条例施行規則
- ② 学校給食法
- ③ 食品衛生法
- ④ 労働基準法等の労働関係法令
- ⑤ 学校給食衛生基準（文部科学省）
- ⑥ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ⑦ 学校給食運営管理手引き

※その他関連する法令等がある場合は、それらを遵守することとします。

9 事務引継業務

契約発効までの期間においては、必要書類の作成、各種印刷物作成業務や事務引継及び各業務の習得を行っていただきます。なお、習得期間中に要する費用については事業者の負担とします。

また、業務委託終了時に、次期事業者が円滑かつ支障なく給食センターの調理業務等を遂行できるよう、引継を行うものとします。

1 0 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により責務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができるものとします。事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

(2) 町の責務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、事業者は契約を解除できるものとし、事業者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、町と事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとします。

1 1 町による本事業の実施状況の評価

町は、事業者が提供するサービスについて、定期的又は随時に評価を行います。その結果、事業契約書及び募集要項等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

1 2 その他

(1) 選考委員、関係町職員との接触の禁止

応募を予定する事業者は、選考委員、関係町職員と本件提案についての接触（募集要項等説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(2) 選考結果等の公表

選考結果等については、公表する場合があります。

(3) 契約予定年月日

令和6年4月1日（月）

1 3 問合せ先

吉岡町学校給食センター

〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町南下1388番地3

電話：0279（54）3225

FAX：0279（54）3635

電子メール：gsyoku@town.yoshioka.gunma.jp

提出書類一覧表

応募書類の書式は、A4版、横書き、左綴じとし、ページ番号を付してください。また、添付書類を含め、A4版フラットファイルに綴じてください。

別紙様式2 参加表明書（兼参加資格審査申請書）は、原本用ファイルの先頭にもみ綴じ込み、ページは付さないでください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められます。

No.	書類名	提出部数
1	別紙様式1 質問書	1
2	別紙様式2 参加表明書(兼参加資格審査申請書)	原本1
3	別紙様式3 宣誓書	原本1、副本 10
4	別紙様式4 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	同上
5	別紙様式5 安全衛生管理に関する提案書	同上
6	別紙様式6 危機管理に関する提案書	同上
7	別紙様式7 調理従事者の配置計画に関する提案書	同上
8	別紙様式8 調理従事者の研修計画に関する提案書	同上
9	別紙様式9 提案見積書	同上
10	【添付資料】定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書	同上
11	【添付資料】直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録	同上
12	【添付資料】事業概要書(会社の沿革、組織、業務内容等)	同上
13	【添付資料】納税証明書 ①国税の納税証明書:「その3の3(未納がないことの証明書)」とします。 ②県税の納税証明書:「滞納がないことの証明書」とします。 ③市町村税の納税証明書:「完納証明書」(又は過去3ヶ年の納税証明書)とします。	同上
14	【添付資料】学校給食等調理業務の実績を有していることを証する書類	同上
15	【添付資料】製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類	同上

* 証明書は、過去3ヶ月以内に発行したものとしてください

質 問 書

年 月 日

対象施設の名称	吉岡町学校給食センター	
	所在地	
	名称	
	担当者名	
	所属・職名	
	TEL	
	FAX	
	電子メール	
質問事項		

参加表明書（兼参加資格審査申請書）

（あて先）

吉岡町長 柴崎 徳一郎

参加者 所在地
名 称
代表者 印

吉岡町学校給食センター調理業務等委託事業の募集要項に基づき、事業者募集に参加することを表明するとともに、参加資格の審査を下記の添付書類を添えて申請します。

なお、この書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 添付書類

- (1) 宣誓書（別紙様式3）
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
- (3) 直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- (4) 事業概要書
- (5) 納税証明書
- (6) 学校給食等調理業務の実績を有していることを証する書類
- (7) 製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類

2 担当者及び連絡先

担当者 氏 名：

連絡先 所 属：

所在地：

電 話：

FAX：

電子メール：

宣 誓 書

年 月 日

(あて先)

吉岡町長 柴崎 徳一郎

(申請者)

所在地

名 称

代表者

印

吉岡町学校給食センターの調理業務等に係る委託の申請にあたり、当事業者が吉岡町学校給食センター「調理業務等委託」募集要項5（1）イに定める欠格事項に該当しないことを宣誓します。

学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書

事業計画（別紙可）

- ①学校給食の意義や目的について（食育に関する学校給食の役割を含む）
- ②学校給食に対するコンセプトについて

安全衛生管理に関する提案書

事業計画（別紙可）

- ①安全衛生管理体制について（安全衛生管理に関するチェック方法、報告・管理体制、マニュアル、基準等）
- ②調理従事者等の健康管理体制について

危機管理に関する提案書

事業計画（別紙可）

- ①緊急時・突発的な事故の対応方法について（調理業務の履行が不可能となった場合の対応を含む）
- ②食中毒や異物混入等の事故に対する防止対策について
- ③事故による、第三者または教育委員会への補償について

調理従事者の配置計画に関する提案書

事業計画（別紙可）

- ①調理従事者の数・資格・経験年数の確保について
- ②調理従事者に欠員が生じたときの代替要員の確保と対応システムについて

調理従事者の研修計画に関する提案書

事業計画（別紙可）

- ①教育・研修体制の確立について
- ②業務開始までの準備・対応計画について

令和 年 月 日

(あて先)

吉岡町長 柴崎 徳一郎

見積者 所在地

名称

代表者

印

提案見積書

吉岡町財務規則（平成19年3月30日規則第21号）及び仕様書、図面、現場等を承知の
うえ、下記のとおり提案見積書を提出します。

記

- 1 委託業務名 吉岡町学校給食センター調理業務等委託
- 2 業務執行場所 吉岡町学校給食センター
- 3 見積金額

(税抜き金額)

			百万			千			円

*金額は、業務履行期間（4年4か月間）の合計金額を記載してください。

提案見積書に係る積算内訳書

(会社名)

(税抜き金額：円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
人件費						
業務責任者						
副責任者						
業務従事者						
法定福利						
保健衛生費						
定期健康診断費						
検便検査費						
調理現場管理費						
調理消耗品						
洗浄、清掃消耗品等						
その他						
引継ぎ業務						
職員研修						
諸経費						
合 計						

(注) 項目は、適宜修正し利用してください。